



食品安全基本法が成立 食品の安全判断一元化

食品の安全確保を目的とする「食品安全基本法案」が、5月16日の参院本会議で成立しました。

7月には内閣府に食品が健康に与える影響を評価する「食品安全委員会」が設置され、食品安全行政は、委員会の専門家が食品摂取による影響や危険を科学的に評価し、消費者の健康被害を未然に防ぐ体制になります。

これにより、これまで農水、厚生労働両省でそれぞれが行っていた安全性に関する判断は両省から委員会に一元化され、両省は委員会からの勧告内容に基づき、省令や通知などを作成、畜産家や食品メーカーなどを監視することになります。

委員会の委員は国会の同意を得て、首相が任命しますが、毒性や微生物、化学物質等の専門家のほか、消費者意識や消費行動に詳しい専門家も加えた有識者7人で構成され、安全性についての科学的な知見だけでなく、食品を摂取する国民の安全を確保する為に総合的な判断を行います。

また、食品添加物や農薬、遺伝子組み換え食品といった13分野の評価チームなど約200人の専門調査会も設置し、「食品健康影響調査」を実施、委員の判断を助けます。

委員会は、食品の安全性、危険性について評価した結果に基づき農水、厚労省などに対策を勧告するとともに勧告が確実に実施されているか省庁の対応を監視、再勧告出来るようになっています。

資料: 2003年5月16日付 日本経済新聞

2003年5月17日付 毎日新聞

環境事業部 関口和弘

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 食品衛生法改正案 衆議院厚生労働委員会可決
2. ダイオキシン類簡易測定方法 追加指定 環境省
3. 水生生物保全のため水質環境基準項目を導入 環境省
4. 公共用地取得時に実施すべき土壌汚染への対応について 国土交通省
5. 下水汚泥肥料から許容基準を超える水銀検出 農林水産省

化学物質審査規制法改正案等 3法案が成立

環境省は「行政機関が行う政策評価に関する法律」「環境省政策評価基本計画」に基づき、新設規制の実施評価を実施します。対象となった法案は、3法案です。

1つ目は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正法案に基づく規制(廃棄物処理法改正案)。法改正にともなう規制強化により、廃棄物の疑いのある物に対する報告徴収・立入検査による不適処理の未然防止のほか、不法投棄・不法焼却の未遂を罰することによる再発の防止や、欠格要因の取り消し義務化などによる悪質な業者の処理市場からの排除などに役立つとしています。

続いて、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正案に基づく規制(化学物質審査規正法案)。現行法は、企業などが新たに開発した化学物質について、人に対する有害物質のデータ提出を義務付け、事前審査をした上で規制しています。改正法では、事前審査にミジンコ、魚を使った影響試験を加え、人には無害でも生態系に悪影響を及ぼす物質は規制の対象とするとしています。

3つ目は、遺伝子組換え生物などによる生物の多様性への影響を防止するため、「遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性に関する法律案」に基づく規制を一部改正しました。

資料: 2003年5月22日付 化学工業日報

営業2課 大堀重郎

~ お知らせ ~

1. 先般ご案内致しました「2003さいたま講演会」のため6月26日(木)の業務は午前のみとさせていただきます。
2. 社内行事のため7月4日(金)は、休業とさせていただきます。

何かとご迷惑をお掛け致しますが、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

事業内容

- 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- 4 水道法第20条に基づく水質検査
- 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- 7 トータルサニテーション管理
- 8 委託試験・研究・開発

